

平成31年度 第2回庁議要旨

日時：平成31年4月23日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 森林環境整備基金の設置について（産業部）

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

平成31年度以降、森林整備等に必要な施策に充てるため、国から各地方公共団体へ譲与される森林環境譲与税により当該年度の森林整備事業等を実施し、未執行の譲与税については、後年度において計画的に事業を実施していくための基金を設置するもの。

(1) 主な内容

① 石巻市森林環境整備基金

ア 設置

森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、基金を設置する。

イ 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

ウ 管理

金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

エ 運用益金の処理

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

オ 処分

森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

カ 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、繰替運用することができる。

② 森林整備事業等の内容

ア 私有林の経営管理の意向に関する調査の実施

イ 石巻市が経営管理を実施するための私有林経営管理権集積計画の作成

ウ 地域林政アドバイザーによる森林・林業行政の体制支援事業の実施

エ 林業への就業希望者に対する担い手育成事業の実施

オ 石巻市に委託された私有林の間伐事業による森林機能の回復

カ 木材利用の促進及び普及啓発活動事業の実施

(2) 今後の予定

- 平成31年6月 市議会第2回定例会に石巻市森林環境整備基金条例案及び補正予算案を提案
(平成31年7月施行予定)
- 9月 森林環境譲与税第1回譲与
- 平成32年3月 森林環境譲与税第2回譲与
森林環境整備基金積み立て

[報告事項]

1 個人住民税における非課税措置の拡充及びふるさと納税制度の見直し等について（財務部）

平成31年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が平成31年4月1日に施行され、地方税の税源の偏在性の是正に資するため、寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入を行うほか、都道府県等に対する子どもの貧困に対応するための非課税措置の拡充並びに軽自動車税の特例措置等の見直し等が行われた。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

① 石巻市市税条例関係

ア 個人住民税関係

(ア) ふるさと納税制度の見直し（平成31年6月1日以降に支出された寄附金から適用）

高額な返礼品送付を是正するため、次のルールを守っていることが確認された自治体のみを総務大臣が制度の対象に指定する。

指定されなかった自治体に寄附した場合には、税優遇（特例控除）が受けられない。

※税優遇を受けるためのルール

- ・返礼品の調達価格を寄附額の3割以下とする
- ・返礼品は地場産品とする

(イ) 子どもの貧困に対応するための非課税措置の拡充（平成33年度から適用）

前年の合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親に対し、死別・離別と同様に住民税を非課税とする措置を講ずる。

(ウ) 住宅借入金等特別控除の特例の創設

現行10年間である所得税の控除期間を、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合については3年間延長し、各年分の控除額において所得税額から控除しきれない額については、個人住民税額から控除する。

※控除限度額：所得税の課税所得金額の7%（上限136,500円）

	【現 行】	【改正後】
控除期間	10年間 ※毎年末の借入金残高の1%を所得税などから控除	13年間 ※10年間は現行と同じ ※延長する3年間は、 〔・建物購入価格の2%を3年間で分割した金額 ・毎年末の借入金残高の1%の金額のいずれか少ない方を控除〕

イ 軽自動車税関係

(ア) グリーン化特例の適用期限の延長

(イ) 被災車両の代替取得にかかる非課税措置の適用期限の延長 【別紙1】

(ウ) 環境性能割の税率見直し

ウ 固定資産税関係

わがまち特例制度における課税標準の特例 【別紙2 (延長5件)】

特例対象資産の取得時期等の適用期限が平成31年3月31日のものについて、平成33年3月31日まで2年延長

・条例附則第10条の2第5項ほか期限延長

② 石巻市都市計画税条例関係

わがまち特例制度における課税標準の特例 【別紙2 (延長4件)】

特例対象資産の取得時期等の適用期限が平成31年3月31日のものについて、平成33年3月31日まで2年延長

・条例附則第10条の2第5項ほか期限延長

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市市税条例等及び石巻市都市計画税条例の一部改正について専決処分
(3月31日付け)

6月 市議会第2回定例会に報告、承認を求める

2 固定資産税及び都市計画税の不均一課税、課税免除期間の延長について (財務部)

原子力発電施設等立地地域における振興、過疎地域における自立促進、地域経済牽引事業の促進及び復興産業集積区域内における被災事業所再建等を図るため、指定区域内において新たに進出した企業等が、一定条件を満たす固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得した場合、条例により固定資産税又は都市計画税の不均一課税、課税免除を適用している。

今回、原子力発電施設等立地地域における振興、過疎地域における自立促進、地域経済牽引事業の促進について「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」(平成31年3月30日公布、同年4月1日施行)により、それぞれ延長の措置が講じられることになった。

復興産業集積区域については、平成31年度、平成32年度分、全額を震災復興特別交付税で補填されることが閣議決定されたため市税条例についても延長の措置を講じるもの。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

新設又は増設された施設等の適用期限（取得期間等）を、以下のとおり延長するもの。

区 分	改正前	改正後	備考
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例	平成 31 年 3 月 31 日	平成 33 年 3 月 31 日	2 年延長
石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例			
石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例			
石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例			

(2) 今後の予定

平成 31 年 3 月 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正について専決処分 ほか
 （3 月 31 日付け）
 6 月 市議会第 2 回定例会に報告、承認を求める

3 国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて（健康部）

消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。
 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

① 課税限度額の見直し

	改 正	現 行
基礎課税額分（医療分）	<u>6 1 万円</u>	<u>5 8 万円</u>
後期高齢者支援金等分	1 9 万円	1 9 万円
介護納付金分	1 6 万円	1 6 万円
合計	<u>9 6 万円</u>	<u>9 3 万円</u>

② 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し

軽減割合	改正	現行
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	33万円+ <u>28万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>27.5万円</u> ×被保険者数
2割軽減	33万円+ <u>51万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>50万円</u> ×被保険者数

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分（3月31日付け）
6月 市議会第2回定例会に報告、承認を求める。

4 国民健康保険税における旧被扶養者減免期間の見直しについて（健康部）

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の者（旧被扶養者）に係る保険税の減免については、平成20年度の後期高齢者医療制度開始時から激変緩和措置として、当分の間期限を設けずに実施するとされていた。

後期高齢者医療制度における応益割に係る保険料軽減措置について、平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施するとされたことから、国民健康保険においても同様の措置をすることにより、世代間、世代内の負担の公平を図るもの。

(1) 主な内容

減免期間の見直し

減免期間については、現行では期限が設けられていなかったが、改正後は応益分（均等割・平等割）のみ2年間となる。

※所得割については、現行のまま継続（期限なし、10割減免）

【参考：減免条例第23条各号（保険税の7割、5割、2割軽減）に該当しない場合】

保険税区分		減免割合			
		改正		現行	
		2年間	3年目～	2年間	3年目～
応益分	平等割	5割	<u>なし</u>	5割	<u>5割</u>
	均等割	5割	<u>なし</u>	5割	<u>5割</u>
応能分	所得割	10割	10割	10割	10割

(2) 今後の予定

平成31年5月 市ホームページによる周知
7月 納税通知書送付時同封チラシによる周知

5 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（健康部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、国の全額の財政支援により、平成30年度まで免除措置を行ってきたところであるが、平成31年度においても、全額の財政支援が延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を平成32年3月分まで1年間延長する。

【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改 正	現 行
帰還困難区域等	—	平成32年3月分まで	平成31年3月分まで
旧避難指示区域等	上位所得層を除く		

※帰還困難区域等：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域

※旧避難指示区域等：平成25年度以前に指定が解除された(1)旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された(2)旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された(3)旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(4)旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税2世帯、介護保険料1人（平成31年3月現在）

(2) 今後の予定

平成31年3月 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正について専決処分（3月31日付け）

6月 市議会第2回定例会に報告、承認を求める

6 介護保険第1号被保険者の低所得者軽減強化に伴う保険料の減額について（健康部）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の改正により、平成27年4月から消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減が一部実施されているところであるが、本年10月以降の消費税10%への引き上げに合わせて更なる軽減強化が行なわれることとなり、低所得者の第

1号保険料が軽減されることとなった。

介護保険第1号被保険者保険料の軽減策を実施することにより、低所得高齢者の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

【具体的な軽減幅】

段階	対象者	保険料基準額に対する割合 及び保険料	
		現 行	平成31年4月～
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	0.45 31,860円/年	0.375 26,550円/年
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	0.75 53,100円/年	0.625 44,250円/年
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者	0.75 53,100円/年	0.725 51,330円/年

※保険料基準額 70,800円/年（※第5段階保険料額）

※第1段階の者については、平成27年4月から既に保険料軽減を一部実施し、割合を0.5から0.45に軽減している。

(2) 今後の予定

平成31年6月 市議会第2回定例会に石巻市介護保険条例の一部改正を提案
(施行予定年月日：公布の日、平成31年4月1日遡及適用)
同定例会に低所得者の軽減に伴う補正予算案を提案

【その他】

- ・平成30年度に実施した休日（第1・第3日曜日）窓口開庁の実績

以 上